

鳥取県営住宅維持管理業務(東部地区)の入札に関する質問への回答について

令和6年6月14日  
鳥取県住宅供給公社

| 番号 | 質問内容   | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | <p>○調達公告の1の(2)の②の入退去時の確認業務の退去時の現地立会は、仕様書3の(2)の②再委託の承認を得られない業務に該当するでしょうか。<br/>また、仕様書3の(1)再委託の承認は、同じ内容の業務であつても都度の承認を受ける必要がありますでしょうか。</p> | <p>●退去時の現地立会業務のみであれば、再委託について承認が得られないものではないと考えています。<br/>また、再委託の承認については、業務の時期等を特定せず、包括的な形で承認を受けられれば、それ以降改めて承認を受けていただく必要はありません。</p>   |
| 2  | <p>○公告1調達内容(2)②について、退去立会後の退室精算業務(精算書類作成)は受注者が行わなければならないか。その場合、退去者負担分の請求は受注者が行うのか。</p>  | <p>●退去時には、入居者から入居時に頂いていた敷金と退去時に頂くべき未納家賃等を精算しますが、これに関する事務は、基本的に公社及び県で行います。<br/>退去時に入居者が負担すべき修繕費用については、令和6年5月29日付け番号2で回答したとおり、入居者と受注者(又は他の業者)の契約によることになるので、その請求等は、敷金の精算とは別に受注者等が行うこととなります。<br/>これについては、入居者が受注者に当該修繕を委託する場合は、退去立会時に代金支払いも行われることが多いと思われませんが、未納家賃等を精算して敷金に残金がある場合、入居者が受注者への敷金受領委任状を提出されれば、敷金を精算する中で当該修繕費の支払いも行われるので、入居者への請求等は、その限りで不要となります。</p> |
| 3  | <p>○修繕完了後の室内の状態を見せて頂けないか。</p>  | <p>●退去修繕完了後の見学会を次のとおり開催しますので、希望される事業者は、希望日時、事業者名、参加人数を6月19日(水)正午までに公社へ電子メールで連絡してください。<br/>なお、希望された事業者には、現地集合場所をご連絡します。<br/>【見学会(4回)の開催日時等】<br/>・日時 6月20(木)、25(火)<br/>午前10時～、午後2時～(1時間程度)<br/>・場所 北園第一団地(退去修繕後の住戸3箇所程度)</p>   |